

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

労使関係総合調査（労働組合基礎調査）

2 調査の目的

本調査は、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

全ての産業の労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約58,000組合

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

前回調査結果、都道府県が保有する情報等を母集団情報として使用する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 労働組合の種類

イ 存廃等区分

ウ 新設又は解散等の理由

エ 適用法規

オ 労働組合の正式名称及び代表者の氏名

カ 労働組合事務所の所在地

キ 男女別労働組合員数

ク 直上組合の名称及び所在地

ケ 労働組合本部の名称及び所在地

- コ 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容
- サ 企業の名称
- シ 企業の全常用労働者数
- ス 加盟上部組合の組織系統
- セ 法人番号
- ソ 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数

ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項（上記ク、ケ、コ、サ、シ、ソ）について調査しない。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

労働組合の正式名称及び代表者の氏名、労働組合事務所の所在地、直上組合の名称及び所在地、労働組合本部の名称及び所在地、企業の名称は、調査票の審査及び名簿整備に用いるものであり、集計は行わない。

また、法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年6月30日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

厚生労働省—都道府県労政主管課—（都道府県労政主管事務所）—報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
 調査員調査 その他（職員）

〔調査方法の概要〕

原則として都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、報告者に対して、調査票を直接又は郵送により配布・回収する方法で行うが、調査票の回収については、インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）を併用して行う（オンライン回答に用いる報告者専用のID及びパスワードについては、調査票の配布と併せて通知）。

なお、調査事項のうち労働組合の種類、存廃等区分等の一部の情報については、都道府県労政主管課又は都道府県労政主管事務所において記載するほか、厚生労働省、都道府県労政主管課又は都道府県労政主管事務所において、構成組合票の記載内容に基づき、調査票の補足を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年6月～7月

8 集計事項

別添を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査結果の概要及び別添の集計事項のうち第1表、第10表、附表第1表、附表第2表については、調査実施年の12月下旬までにe-Stat及び厚生労働省ホームページに掲載する。また、報告書(印刷物)は、調査実施翌年の3月下旬までに刊行し、e-Statに掲載する。

さらに、別添の集計事項のうち第1表、第10表、附表第1表、附表第2表を除いたものについては、調査実施年の翌年6月下旬までにe-Statに掲載し、厚生労働省ホームページにe-Statへのリンク先を掲載する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票(原票) : 2年

イ 記入済み調査票(副票) : 2年

ウ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 : 常用

(2) 保存責任者

ア 記入済み調査票(原票) : 厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官(雇用・賃金福祉統計室長)

イ 記入済み調査票(副票) : 都道府県知事

ウ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

別添

集計事項

第1表	産業、労働組合の種類別労働組合数及び性別労働組合員数・パート労働組合員数
第2表	労働組合員数規模、労働組合の種類別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第3表	都道府県、産業別単位労働組合数及び労働組合員数（うち女）・パート労働組合員数（うち女）
第4表	産業、加盟主要団体別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第4-1表	産業、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第4-2表	産業、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数（うち女）
第5表	労働組合員数規模、加盟主要団体別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第5-1表	労働組合員数規模、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第5-2表	労働組合員数規模、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数（うち女）
第6表	都道府県、企業規模、加盟主要団体別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第6-1表	都道府県、企業規模、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第7表	都道府県、適用法規、加盟主要団体別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第7-1表	都道府県、適用法規、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第8表	適用法規、加盟主要団体別単一労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第8-1表	適用法規、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単一労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第9表	労働組合員数規模、適用法規別単一労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第10表	産業、企業規模別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第11表	産業、企業規模別新設単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第12表	産業、設立理由別新設単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第13表	都道府県、企業規模、設立理由別新設単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第14表	労働組合員数規模、設立理由別新設単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数

第15表	産業、企業規模別解散単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第16表	産業、解散理由別解散単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第17表	企業規模、解散理由別解散単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第18表	労働組合員数規模、解散理由別解散単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第19表	都道府県、企業規模、加盟主要団体別実質的新設単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第19-1表	都道府県、企業規模、加盟主要団体別（都道府県組織含む）実質的新設単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第20表	都道府県、企業規模、加盟主要団体別実質的解散単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第20-1表	都道府県、企業規模、加盟主要団体別（都道府県組織含む）実質的解散単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第21表	企業規模、産業、労働組合員数規模別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第22表	都道府県、加盟主要団体別単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
第22-1表	都道府県、加盟主要団体別（都道府県組織含む）単位労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
附表第1表	都道府県、労働組合の種類（単位労働組合・単一労働組合）、主要団体組織（中央組織・上部団体）別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
附表第2表	都道府県、労働組合の種類（単位労働組合・単一労働組合）、主要団体組織（全国組織）別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
附表第3表	労働組合の種類（単位労働組合・単一労働組合）、金属労協加盟団体組織別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
附表第4表	労働組合の種類（単位労働組合・単一労働組合）、インダストリアル・JAF加盟団体組織別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
附表第5表-1	労働組合の種類（単位労働組合・単一労働組合）、交運労協加盟団体組織別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数
附表第5表-2	労働組合の種類（単位労働組合・単一労働組合）、公務労協加盟団体組織別労働組合数及び労働組合員数・パート労働組合員数